

○東近江市保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱

平成29年12月 1 日

告示第439号

改正 令和 2 年 3 月 31 日 告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等のための宿舎の借上げを支援することにより、保育士等の確保、定着及び離職防止を図るために交付する補助金に関し、東近江市補助金等交付規則（平成17年東近江市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所であって、市内に所在する施設をいう。

(2) 保育士等 保育所等に勤務する常勤の保育士又は保育教諭であって、次の各号の全てに該当するものとする。

ア 平成29年4月1日以後に新規採用した者であること。

イ 市外から転入し本市に住民登録を有する者であること。

ウ 事業実施者に採用された後、3年を経過していない者であること。

エ 事業実施者が借り上げた市内の施設に居住している者であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、保育所等を経営する者であって、次の各号の全てに該当するもの（以下「事業実施者」という。）とする。

(1) 市内の施設を保育士等の宿舎として借り上げていること。

(2) 雇用した保育士等が前号の施設に居住していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実

施者がその雇用する保育士等の居住のための宿舎を借り上げる事業とする。

(施設の要件)

第5条 本事業の対象となる施設は、保育士等の居住のため、事業実施者が借り上げている市内の居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設とする。ただし、事業実施者が所有する施設は、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業実施者が宿舎の借上げについて負担する当該年度における賃借料、使用料、役務費、委託料等（以下「賃借料等」という。）

(2) その他市長が認める経費

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

2 前項の規定により算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 事業実施者が、補助対象となる保育士等から賃借料等を徴収している場合は、当該賃借料等の額を補助金の額から控除するものとする。

(交付申請書)

第8条 規則第8条の補助金等交付申請書は保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その添付書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 保育士等宿舎借上げ支援事業補助金事業計画書（様式第2号）

(2) 保育士等宿舎借上げ支援事業補助金収支予算書（様式第3号）

(3) 不動産賃貸借契約書の写し

(4) 補助対象保育士等一覧表（様式第4号）

(5) 本人負担額等確認書（様式第5号）

(6) 雇用証明書（様式第6号）

(7) 住民票の写し

(8) 保育士証等の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(変更申請書等)

第9条 規則第12条第1項に規定する申請は、保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交

付変更申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 交付申請額が変更となる積算根拠書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 不動産賃貸借契約の更新等に伴う変更申請の場合、提出期間は、当該年度における不動産賃貸借契約の更新日を含む月の末日までとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに保育士等宿舍借上げ支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 保育士等宿舍借上げ支援事業補助金収支決算書（様式第9号）
- (2) 本人負担額確認書（様式第5号）
- (3) 雇用証明書（様式第6号）
- (4) 住民票の写し
- (5) 物件借上げに係る経費支払書（領収書等）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し事業実施者から報告を求めることができる。

（関係書類の保存）

第11条 事業実施者は、この要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年12月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年告示第98号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条（別表の改正規定を除く。）の規定は、令和2年3月31日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
賃借料 使用料 役務費 委託料	一戸当たり月額52,000円	4分の3
上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの		

備考 月額基準額の適用について、居住した日数が1箇月に満たない場合は、当該月の日数にて日割り計算する。ただし、日割り計算された額と実際に支払った額の低い方を月額基準額とする。

様式第1号（第8条関係）

保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

東近江市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

印

東近江市保育士等宿舍借上げ支援事業補助金の交付を受けたいので、東近江市補助金等交付規則第8条及び東近江市保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 保育士等宿舍借上げ支援事業補助金事業計画書
- (2) 保育士等宿舍借上げ支援事業補助金収支予算書
- (3) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 対象者一覧表
- (5) 本人負担額確認書
- (6) 雇用証明書
- (7) 住民票の写し
- (8) 保育士証等の写し

様式第3号（第8条関係）

保育士等宿舍借上げ支援事業補助金収支予算書

年 月 日

事業者の名称

施設の名称

1 事業経費（支出） (金額：円)

科目		金額	備考
補助 対象 経費	賃借料		
	使用料		
	役員費		
	委託料		
支出合計			

2 財源（収入） (金額：円)

科目		金額	備考
補助金 収入	交付申請額		
	小計		
補助金 外収入	事業者負担額		
	保育士負担額		
	その他の収入		
小計			
収入合計			

※ 支出合計と収入合計が一致するように記入すること。

補助対象保育士等一覧表

年 月 日

事業者の名称	
施設の名称	

	保育士等名	住所	過去交付決定			雇用期間	賃貸借契約期間	入居期間	補助対象期間
				開始日	終了日				
1	(ふりがな)			開始日					
				終了日					
2	(ふりがな)			開始日					
				終了日					
3	(ふりがな)			開始日					
				終了日					
4	(ふりがな)			開始日					
				終了日					
5	(ふりがな)			開始日					
				終了日					
6	(ふりがな)			開始日					
				終了日					
7	(ふりがな)			開始日					
				終了日					

様式第5号（第8条、第10条関係）

本人負担額等確認書

（事業者の名称）_____（以下「甲」という。）と
 （保育士等の氏名）_____（以下「乙」という。）は、
 次のとおり乙が入居する宿舎における乙の本人負担額等を確認した。

		項目	内容
1	宿舎	宿舎の住所（建物名、部屋番号含む）	
2		上記の宿舎の所有者	事業者、事業者の役員、事業者の従業員、事業者の親族 その他利害関係者に <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
3	自己負担額等	乙の住宅手当等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
4		乙の本人負担額（賃借料、使用料、役務費、委託料等）	<input type="checkbox"/> あり（月額 _____ 円） <input type="checkbox"/> なし
5		上記以外の収入（補助金を除く）	<input type="checkbox"/> あり（月額 _____ 円） <input type="checkbox"/> なし
6	同居人	同居人の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
7		同居人の住宅手当等 ※同居人がいる場合に回答	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
8		補助対象となる条件 ※同居人がいる場合に回答	<input type="checkbox"/> 条件を満たす <input type="checkbox"/> 条件を満たさない
9		同居人の自己負担額 ※同居人がいる場合に回答	<input type="checkbox"/> あり（月額 _____ 円） <input type="checkbox"/> なし

年 月 日

甲 住所

事業者の名称

代表者名

㊞

乙 住所

氏名

㊞

様式第6号（第8条、第10条関係）

雇用証明書

住 所
名 称
代表者

㊟

下記の者は、次のとおり在職（内定含む。）していることを証明します。

記

保育士等の氏名	
勤務する 保育所等の名称	
採用年月日	年 月 日
勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで
職 種	保育士 ・ 保育教諭
雇用形態	常 勤
就 労 形 態	1日 時間 分 ・ 月 日勤務
勤務時間	1日当たり 時 分から 時 分まで (休憩時間 時 分から 時 分まで)
住 居 手 当	支給あり ・ 支給なし
社会保険の適用	適用あり ・ 適用なし
勤 務 経 験	上記勤務期間以前における同じ事業者が運営する保育所等での保育士等としての勤務経験 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (勤務していた保育所等の名称) (勤務期間 年 月 日から 年 月 日まで)

様式第7号（第9条関係）

保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日

東近江市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

印

年 月 日付け 第 号により交付決定された補助金について、
下記のとおり事業内容の変更をしたいので、東近江市補助金等交付規則第12条第1項及び
東近江市保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請いたし
ます。

記

1 交付決定額 金 円

2 変更後の交付申請額 金 円

3 変更内容及びその理由

4 添付書類

(1) 交付申請額が変更となる積算根拠書類

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

保育士等宿舍借上げ支援事業補助金実績報告書

年 月 日

東近江市長 様

住 所

名 称

代表者

㊟

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知があった東近江市保育士等宿舍借上げ支援事業補助金について、事業が完了しましたので、東近江市補助金等交付規則第18条及び東近江市保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

関係書類

- (1) 保育士等宿舍借上げ支援事業補助金実績報告書（別紙）
- (2) 保育士等宿舍借上げ支援事業補助金収支決算書
- (3) 本人負担額確認書
- (4) 雇用証明書
- (5) 住民票の写し
- (6) 補助対象施設の借上げに係る経費支払書（領収書等）の写し事業報告書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

保育士等宿舍借上げ支援事業補助金収支決算書

年 月 日

事業者の名称
施設の名称

1 事業経費（支出） (金額：円)

科目		金額	備考
補助 対象 経費	賃借料		
	使用料		
	役員費		
	委託料		
支出合計			

2 財源（収入） (金額：円)

科目		金額	備考
補助 金収 入	交付申請額		
	小計		
補助 金外 収入	事業者負担額		
	保育士等負担額		
	その他の収入		
小計			
収入合計			

※ 支出合計と収入合計が一致するように記入すること。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条、第10条関係)

様式第 6 号 (第 8 条、第10条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第10条関係)

様式第 9 号 (第10条関係)